

新型コロナウイルスとの闘いが長期化する中、「コロナとともにある (with_corona) 新しい日常 (new_normal)」へ対応していくための整備を進める宿泊施設を応援するため、県内で宿泊事業者が実施する**非接触チェックインシステムやCO₂測定器の導入、マイクローリズム、ワーケーションへの対応等**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等に係る経費の一部を補助します。

募集期間

令和3年7月12日(月)～令和3年8月31日(火) 当日消印有効

補助対象事業者

- 岐阜県内で宿泊施設(※)を営む事業者
(営業許可を受けた**宿泊施設単位**で申請)
ただし、次に掲げる対象外施設及び対象外事業者を除く

《対象外施設》

- 国、県又は市町村が所有、管理又は運営する施設
- 店舗型風俗特殊営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項)を行う施設(いわゆるラブホテル等)

《対象外事業者》

- 暴力団と密接な関係を有する者
(「新たな日常」対応宿泊施設応援補助金交付要綱第4条第1項第1号から第8号に該当する者)
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- 県税の滞納がある者

(※) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定の「旅館・ホテル営業」及び同条第3項に規定の「簡易宿所営業」

補助対象期間

令和2年5月14日(木)～令和4年2月1日(火)

※上記期間内に発注(購入)し、支払いを含めて完了した事業が対象となります。

補助金額及び補助率

- 補助金額：施設ごとの客室数に応じて、1施設(※1)あたり以下の額を上限とする。

1室～9室	666千円	10室～29室	1,333千円
30室～49室	4,000千円	50室以上(※2)	6,666千円
- 施設ごとの下限(※3)：備品等：50千円 消耗品：150千円
- 補助率：補助対象経費の2/3以内
(消耗品の購入に限り1/2以内とする。)

(※1) 1事業者が複数の宿泊施設を有している場合、それぞれの宿泊施設ごとの客室数に応じた上限額まで申請可能

(※2) 消耗品の購入に限り補助金の上限額を5,000千円とする。

(※3) 補助金額が5万円(消耗品の場合は15万円)に満たない場合は、補助金交付の対象外

補助対象事業

「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」(策定：(一社)日本旅館協会等)または「コロナ社会を生き抜く行動指針」(策定：岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)に沿って実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策で次に掲げるもの

※マイクローリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツの開発、施設改修や非接触チェックインシステムの導入等新たな需要に対応するための取組を含む

- ①備品等の購入又はリース
- ②宿泊施設の工事
- ③消耗品の購入
- ④その他知事が必要と認める取組